

令和4年度東京都空き家利活用等普及啓発・相談事業

【事業者募集要項】

(応募受付期間)

令和4年2月8日(火曜日)から2月15日(火曜日)まで

令和4年1月

東京都住宅政策本部

第1 事業の目的

平成30年住宅・土地統計調査によると東京都内の空き家は約81万戸あり、高齢化の進展、人口・世帯数の減少が見込まれる中、今後、相続等による更なる空き家の増加が懸念されます。空き家は、適切な管理がなされなければ老朽化し、地域の居住環境や防災機能などに深刻な影響を及ぼすことから、空き家の有効活用や適正な管理が望まれています。

また、都内には、近い将来空き家になる可能性がある65歳以上の者がいる単身又は夫婦世帯の持ち家も多数存在し、空き家の発生抑制に向けた取組も喫緊の課題となっています。

このような中、東京都は、令和3年3月に「『未来の東京』戦略」を策定し、住宅戦略により住環境を維持・向上させるべく、空き家対策における政策目標※を設定しました。

空き家対策については、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）の施行を受け、これまでも区市町村が実態調査を始めとする様々な取組を進めているところです。しかしながら、所有する空き家を今すぐ何とかしなければならぬという認識がある人は少なく、また、そうした意識はあっても、具体的な解決策を持たず、相談先が分からない人も多くいます。また、空き家を借りて、地域の活性化等のために有効活用したいという人などがいる一方で、こうした空き家活用希望者に対して、条件に合った空き家やその所有者等を紹介できる体制が十分に整備されているとは言えません。こうしたことが空き家の長期化や管理不全の問題などにつながっています。

このため、本事業では、東京都空き家利活用等普及啓発・相談事業実施方針（平成30年3月27日付29都市住政第1080号）に基づき、空き家所有者等に対して、空き家の発生抑制・有効活用・適正管理の意識を高めるための普及啓発の取組と、空き家所有者等及び空き家活用希望者からの相談に無料で応じるワンストップ相談事業を一体的に実施する民間事業者等を支援し、空き家の利活用等を推進することを目的とします。

※その他空き家（転勤・入院などのため居住世帯が長期にわたって不在の住宅や、建替え等のために取り壊すことになっている住宅など）の住宅総戸数に住める割合を、増加傾向の全国に対し、都内の過去20年の平均値（2.31%）以下に抑える。

○「その他空き家」の「住宅総数」に占める割合

2.35%（2018年度）→これ以上増やさない（2.31%）（2025年度）

第2 事業内容

事業者は、次の1及び2に掲げる事業の両方を一体的に実施するものとします。

1 普及啓発事業

(1) 事業内容

事業者は、必要に応じ法務や不動産等の専門家や区市町村と連携し、空き家所有者等（東京都内に所在する空き家の所有者（空き家を所有することが見込まれる者及びその関係者を含む。以下同じ。）及び東京都外に所在する空き家を所有する東京都民（空き家を所有することが見込まれる者及びその関係者を含む。）をいう。以下同じ。）及び空き家の利活用等に関心のある東京都民等（空き家の所有を問わない。）に空き家問題について理解を深めて

もらうための知識・情報提供を行う機会を設けるなど、空き家の発生抑制・有効活用・適正管理を促す普及啓発の取組を実施します。

なお、普及啓発事業においては、高齢者持ち家世帯に対する空き家の発生抑制に向けた取組の一環として、おしかけ講座の実施（ただし、おしかけ講座の実施に向けた区市町村等への積極的な働きかけにもかかわらず、自治会等からの申込みがなかった場合は、おしかけ講座を実施したものとみなします。）と、セミナーやイベント等のおしかけ講座以外の実施の両方を必須とします。

〈おしかけ講座とは〉

空き家の発生抑制、有効活用、適正管理を促すために、自治会や各種団体（社会福祉協議会や地域包括支援センター等）からの講師派遣要請に応じて、専門家が会合に直接出向き、実施する講座のこと。

〈参考：補助対象となる事業の一例〉

○ 自治会加入者向けの相続問題のおしかけ講座

(2) 事業実施地域

主に東京都内とし、イベント等による取組は、東京都内で実施することとします。

(3) 専門家等との連携・協力

事業実施に当たっては、必要に応じ法務や不動産等の専門家や区市町村等と連携し、効果的な取組とすることとします。

なお、連携を行う場合は、連携先について、第8に定める事業提案書において、必要事項を記入の上、東京都に届け出ていただきます。

また、事業者決定後に、連携先の変更があった場合は、随時、東京都へ届け出ていただきます。

(4) 相談窓口等の利用促進

事業者は、事業を通じて空き家所有者等を2の相談事業で設置する相談窓口等の利用促進につなげ、空き家問題の解決を促すような取組を行うものとします。

(5) 事業の進捗状況等の報告

事業者は、事業の進捗状況について東京都と協議の上、東京都が指定した期日までに東京都へ報告します。

(6) 事業の効果検証

事業者は、事業参加者等からの聞き取り等により、取組の成果及び事業効果について評価・分析し、事業終了時に東京都へ報告するものとします。

また、事業者は、事業終了後の令和5年度以降においても、報告内容に関する東京都からのヒアリングや東京都が実施する本事業に関する事業評価業務に対して協力するものとします。

(7) 補助対象経費

事業を行うために必要な経費のうち、次に掲げるものについて、補助金の上限額の範囲内で、東京都へ補助金を申請することができます。

ア 事業の実施のための委託費、会場費、講師謝礼、講師交通費

- イ 事業の実施のためのチラシ、パンフレット等作成に要する委託費、印刷費、郵送費、掲載費
- ウ 事業の実施のためのホームページ開設及び更新に要する委託費
- エ その他知事が事業の実施のために必要と認める経費

2 相談事業

(1) 相談窓口の設置

事業者は無料の相談窓口を東京都内に設置し、相談員を配置します。都外にも窓口を設置することも可能です。

なお、本事業が終了した後も、できる限り自主的な取組を継続してください。

事業者は、相談員の保有資格や経験の有無等について、相談事業開始前に東京都へ届け出ることとし、変更があった場合は、随時、東京都へ届け出ていただきます。また、必要に応じて、相談員が相談者に適切な対応を行えるよう、研修等により教育を行うこととします。

(2) 相談者

相談者は、東京都内に所在する空き家の所有者等及び空き家活用希望者（東京都内に所在する空き家を地域活性化施設等として活用することを希望する者をいう。以下同じ。）とします。

また、事業者は相談窓口の利用促進に向けた広報活動を実施し、東京都は、相談窓口の利用促進のための広報活動に協力します。

(3) 空き家所有者等に対する相談業務

ア 事業者は、空き家所有者等について、以下に関連する相談業務を行います。

なお、相談内容は、別紙を参考とし、相談事例の報告書として記録します。

- (ア) 相続 権利の整理その他相続に関する事項等
- (イ) 売却 売却先、売却方法、売却に関わるリフォーム、解体等
- (ウ) 賃貸 賃貸先、賃貸方法、賃貸に関わるリフォーム、解体、有効活用、土地活用等
- (エ) 管理 管理方法、管理委託その他管理に関する事項等

イ 事業者は、アの相談を受けるに当たり、東京都内に所在する空き家の所有者に対して、空き家活用希望者への空き家の賃貸等の意向を確認し、意向がある場合は、地域活性化施設等の用途、賃料、賃貸等を行う期間その他の条件等を把握し、これらの情報を一覧にした台帳を整備し管理します。

なお、台帳に記載した空き家所有者等が希望する場合は、情報提供のための同意書等を取得したうえで、当該台帳の情報を他の事業者にも提供するものとします。

(4) 各分野の専門家・協力事業者との連携・協力

ア 事業者は、自らの責任において以下の専門家、協力事業者との連携・協力体制を組み、空き家所有者等に空き家の利活用等について、ワンストップで具体的な手法の提案を行います。

- (ア) 建築士 建物の検査（老朽度、耐震性、活用に当たっての建築基準法との適合性（建物用途、構造、接道条件））、空き家の改築等による利用方法、建築確認等の手続等

- (イ) 弁護士及び司法書士 空き家の相続に関する事項等
 - (ウ) 税理士 相続税等に関する事項等
 - (エ) その他必要に応じて、土地家屋調査士、行政書士、不動産鑑定士等
 - (オ) 協力事業者 不動産売買、賃貸、管理、リフォーム、解体、遺品整理等
- イ 専門家及び協力事業者については、第8に定める事業提案書において、必要事項を記入の上、東京都へ届け出ていただきます。

また、事業者決定後に、専門家及び協力事業者の変更があった場合は、随時、東京都へ届け出ていただきます。

(5) 出張相談・専門家派遣業務

事業者は、次の各号のとおり、東京都内に所在する空き家の所有者の要望に応じ、無料で空き家相談員及び建築、不動産、法律の専門家を派遣します。ただし、第7第3項に規定する補助金の交付額に相当する回数を超過する場合は、当該超過分について派遣しないことができるものとします。

なお、派遣先の状況等により、派遣方法等について、これによりがたい場合は、別途、都と協議するものとします。

ア 出張相談・専門家派遣対象

出張相談・専門家派遣の対象は、東京都内に所在する空き家の所有者（以下本項（5）において「相談・派遣対象者」という。）とします。

イ 空き家相談員及び専門家の派遣先

空き家相談員及び専門家の派遣先は、都内とし、原則、空き家所在地とします。

ウ 空き家相談員

事業者の従業員等で、空き家相談などの実務経験を有するものをいいます。

エ 専門家

相談・派遣対象者の相談を受けるために次に掲げる分野に必要な知見と実務経験を有し、かつ、次に掲げるいずれかの資格を有する者をいいます。

(ア) 建築（一級建築士、二級建築士）

(イ) 不動産（宅地建物取引士）

(ウ) 法律（弁護士、司法書士、行政書士）

オ 出張相談業務

出張相談の業務は次に掲げる業務とします。

(ア) 本項（3）に規定する相談業務

(イ) (ア) の相談業務についての結果報告業務

(ウ) 出張相談の回数は、同一の空き家につき2回を限度とします。

(エ) 空き家相談員の派遣業務は、2人までで行うものとします。

(オ) 派遣先での業務時間は、1回当たり1時間以内とします。

カ 専門家派遣業務

専門家派遣の業務は次に掲げる業務とします。

(ア) 本項（3）に規定する相談業務について、各専門家の有する知見に基づく物件調査、

適切な提案、助言等

(イ) (ア) の相談業務についての結果報告業務

(ウ) 専門家派遣の回数は、同一の空き家につき2回を限度とします。

(エ) 専門家の派遣業務は、2人までで行うものとします。

(オ) 派遣先での業務時間は、1回当たり1時間以内とします。

キ 専門家派遣報告業務

事業者は、専門家を派遣したときは、一の案件ごとに空き家の活用等に関する所見書（第16号様式。以下「所見書」という。）を作成し、相談・派遣対象者に提出します。

(6) 空き家所有者等への空き家の利活用等の収支・試算の提案

事業者は、空き家所有者等が空き家の利活用等を実施するために必要な費用及び収支見込みについて試算し、提案を行います。以下は、費用及び収支見込みの例です。

(例) ・空き家を相続した場合の相続税、不動産取得税、固定資産税、維持費

- ・空き家をそのまま売却又は修理若しくは解体して売却した場合の売却価格査定、仲介手数料等諸経費、工事費
- ・空き家をそのまま賃貸又は修理若しくは解体して賃貸した場合の賃貸収入、維持管理費、仲介手数料等諸経費、工事費
- ・空き家を管理するための費用
- ・空き家を利活用するための費用

(7) 具体的な利活用等の実施とフォローアップ

事業者は、空き家所有者等へ提供した空き家の利活用等の具体的な手法における、その後の実施及び解決状況などについて、聞き取り等により確認し、必要に応じて再度相談に応じるなど、フォローアップします。

(8) 空き家活用希望者と空き家所有者等とのマッチング

ア 事業者は、(1)に規定する相談窓口において、空き家活用希望者からの空き家の活用に関する相談に対応します。

イ 事業者は、空き家活用希望者について、活用を希望する用途、空き家の規模、所在する地域、賃料、活用する期間その他の条件等を把握するとともに、これらの情報を一覧にした台帳を整備し管理します。

ウ 事業者は、イの台帳に記載された空き家活用希望者及び(3)イの台帳に記載された空き家所有者等に空き家活用等の具体的な手法の提案や情報提供を行うとともに、必要があれば双方のニーズや条件整理等を行い、希望を合致させてマッチングを行います。

なお、事業者が自ら空き家活用希望者を探すこと及び空き家活用希望者となることを妨げないものとします。

(9) 事業の進捗状況及び空き家の活用事例等の報告

ア 事業者は、相談事業の進捗状況について、東京都と協議の上、東京都が指定した期日までに東京都へ報告します。

イ 事業者は、相談事業の対象となった相談者からの相談事例で、解決策を提示したもの又は解決に至ったもので、相談者から空き家の状況について聞き取りができたものを別紙令和4

年度東京都空き家利活用等普及啓発・相談事業報告書を参考とし、報告書として取りまとめ、東京都が指定した期日までに東京都へ提出します。ただし、記載内容量が極端に少ない場合や正確性を欠く場合などは、報告書として認められないことがありますので御注意ください。

(10) 事業の効果検証

事業者は、相談者からの聞き取り等により、取組の成果及び事業効果について評価・分析し、事業終了時に東京都へ報告するものとします。

また、事業者は、事業終了後の令和5年度以降においても、報告内容に関する東京都からのヒアリングや東京都が実施する本事業に関する事業評価業務に対して協力するものとします。

(11) 補助対象経費

事業を行うために必要な経費のうち、次に掲げるものについて、補助金の上限額の範囲内で、東京都へ補助金を申請することができます。

- ア 出張相談・専門家派遣に要する費用（出張相談1回当たり1万円、専門家派遣は1回当たり2万円）
- イ 報告書の作成等に要する費用（補助金交付要綱に規定する額）
- ウ その他知事が事業の実施のために必要と認める経費

(12) 事業の成果

過去2年間の相談事業の成果（令和3年度以降の事業の成果に限る。）を事業者選定の評価に反映します。詳しくは、第9を参照ください。

第3 東京都との連携

1 東京都は、事業者に対し、次の項目について協力します。

(1) 区市町村との連携

普及啓発事業や空き家の公的利用などにおいて区市町村との連携が必要な場合や、空き家の近隣住民からの相談など事業者が相談に対応することが困難な場合について、必要に応じて東京都は区市町村に対し、事業者への協力を促します。

また、東京都は、区市町村に対し、区市町村が相談や実態調査等によって把握した潜在的な相談者に向けて、本事業の相談窓口を利用するよう案内することについて、協力を促します。

(2) 東京都による広報活動

東京都は、次の方法によって本事業に係る広報活動を行います。

- ア プレス発表
- イ 東京都ホームページへの掲載
- ウ 東京都が主催するイベント・セミナー等での本事業のパンフレット等の配布
- エ 事業者が主催する空き家イベント・セミナー等の周知
- オ 東京都及び区市町村の窓口等での本事業のパンフレット等の配布等

2 事業者は、東京都が実施する空き家に関する施策の情報等を、相談者に提供するなど、東京都の施策に協力するものとします。

第4 補助金の交付

- 1 第2の1(7)及び2(11)に掲げた補助対象経費については、事業者からの申請に基づき、東京都が、補助金交付要綱により、事業者に補助金を交付します。
- 2 本事業に係る事業経費の補助金の年間限度額は、1事業者当たり、700万円（消費税及び地方消費税を除く。）とし、内訳は普及啓発事業の補助対象経費に補助率3分の2を乗じた額、かつ、400万円以下、相談事業（出張相談・専門家派遣を除く。）の補助対象経費に補助率10分の10を乗じた額、かつ、200万円以下、出張相談・専門家派遣の補助対象経費に10分の10を乗じた額、かつ、100万円以下までとします。

第5 事業実施期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

第6 公募スケジュール

1 募集要項等の配布

- (1) 令和4年1月28日（金曜日）から
- (2) 「東京都住宅政策本部ホームページ」に掲載

2 質問受付期間

令和4年1月28日（金曜日）から同年2月4日（金曜日）午後5時まで

※ 別添様式「質問票」により、メールで受付します。電話及び訪問による質問はお受けできません。

3 応募受付予約期間

令和4年2月4日（金曜日）から同月14日（月曜日）まで

平日午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで

※ 上記期間内に電話で事前に来庁又は郵送する日時（下記応募受付期間内のどこか）を御予約ください。

4 応募受付期間

令和4年2月8日（火曜日）から同月15日（火曜日）まで

平日午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで

※ 郵送の場合は、2月15日（火曜日）午後5時必着

※ 都庁に応募書類を持参の上、提出される場合の受付時間は平日午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで

（提出場所：〒163-8001

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 東京都庁第二本庁舎13階南側

東京都住宅政策本部住宅企画部民間住宅課（空き家施策企画担当）

内線：30-329）

5 プレゼンテーション

令和4年3月2日（水曜日）（予定）

6 審査期間

令和4年2月中旬から3月上旬まで（予定）

7 事業者決定

令和4年3月29日（火曜日）（予定）

※ 同日にプレス発表を行う予定です。

8 相談窓口の開設

令和4年4月1日（金曜日）（予定）

第7 応募手続等

1 応募資格

次に掲げる要件の全てを満たしていること。応募資格を満たさない応募者については、応募書類の提出があった場合でも審査の対象としません。

(1) 不動産業、宅地建物取引業、建物等管理業、信託業等を行う、会社法、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律、特定非営利活動促進法、その他法律に基づき設立された民間事業者等であって、空き家の発生抑制・有効活用・適正管理に係る相談窓口を東京都内に設置していて、かつ本事業を円滑に行う能力等を有すること。

(2) 本事業の業務に意欲を有し、安定的運営を図れる資力、実績等及び事業期間終了後も継続する意思を有すること。

(3) 法令等を遵守していること。

ア 応募する時点において、法令に違反する事実がないこと。

イ 法人税、法人事業税、法人住民税等の納期の到来している税に滞納がないこと。

ウ 過去に国・都道府県・区市町村等から受けた助成・補助において、不正等の事故を起こしていないこと。

(4) 応募者については、役員が成年被後見人又は被保佐人に該当しないこと。

(5) 暴力団、暴力団員が役員となっている団体又は暴力団と密接な関係を有する団体のいずれにも該当しないこと。

(6) 宗教活動や政治活動を活動目的としていないこと。

2 応募に係る経費の負担

この応募に係る経費は、全て応募者の負担とします。

第8 応募書類

1 応募書類の種類

応募書類は、次に掲げる書類とします。

(1) 事業申込書（別紙様式1）

(2) 事業提案書（別紙様式2-1から2-12まで）

(3) 法人概要（書式任意）及び法人事業説明パンフレット等

(4) 法人定款等

(5) 令和2年度収支決算書（直近のもの）

- (6) 令和3年度収支予算書（直近のもの）
- (7) 次に掲げる納税証明書すべて（応募書類提出の直近の時期で取得できるもので、未納の税額がないことを証明するもの）
 - ・法人税
 - ・法人事業税
 - ・法人住民税（法人都民税）
- (8) 法人の登記事項証明書（提出日前の3か月以内に発行されたもの）
- (9) 誓約書（別紙様式3）

2 提出部数

- (1) 第8の1（1）及び（4）から（9）までの書類
各1部
- (2) 第8の1（2）及び（3）
6部（正本1部・副本5部、副本は正本の写しとして下さい。）

3 その他

- (1) 応募書類は、A4（別紙様式2-12はA3）サイズで横書きとし、フラットファイルにのじて提出してください。
フラットファイルの表紙及び背表紙には、事業者名と正本、副本の別を記載してください。
また、応募書類の電子データを、CD-RやDVD-Rを使用して提出してください。
- (2) 応募書類に虚偽の記載があると明らかになった場合は、審査の対象としません。
- (3) この要項に違反又は著しく逸脱した場合は、審査の対象としません。
- (4) 提出後の応募書類の差替えは、原則として認めません。
- (5) 提出された応募書類は返却しません。

第9 審査・選定

1 選定方法

提出された事業提案書及び応募者によるプレゼンテーションに基づき、有識者等による事業者選定委員会において、①事業提案書及びプレゼンテーション並びに②過去2年間における相談事業の成果を審査、評価した上で、補助対象事業者を選定します。

ただし、応募者が多数の場合は、プレゼンテーションを行う応募者として、事業提案書が一定の基準に達した応募者を、事前に選定する場合があります。また、応募者の得点が一定の基準に達した場合であっても、著しく評価の低い項目がある場合は、補助事業者として選定しない場合があります。

なお、事業者選定委員会は非公開とし、審査・選定内容に係る質問や異議は一切受け付けません。

① 事業提案書及びプレゼンテーション

事業の理解度、実施体制、活動実績、創意工夫、実現性・事業効果測定方法の妥当性、提案力、解決力などの視点から審査し、評価します。

② 過去2年間における相談事業の成果

選定に係る事業実施年度の前年度及び前々年度の事業における応募者の成果を、補助金交付要綱第6第1項(2)に規定するア～カそれぞれ1件につき下の表に掲げる点数を与えて評価します。ただし、当該年度に選定を受けていない応募者については、選定を受けた全ての事業者の点数の平均点を与えて評価します。

なお、令和4年度事業においては、令和3年度事業(令和3年4月1日から同年12月末まで)における相談事業の成果のみを考慮します。

区分	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
素点	1	2	5	10	20	30

2 事業提案書について

「事業提案書」として、次の項目につき、別紙様式2-1から2-12までの書類を提出していただきます。

なお、事業提案書は、実施可能な事業計画となっているか十分精査の上、御提出ください。

- (1) 表紙(別紙様式2-1)
- (2) 本事業の責任者等(別紙様式2-2)
- (3) 実施方針等(別紙様式2-3)
- (4) 実施体制(別紙様式2-4)
- (5) 活動実績(別紙様式2-5)
- (6) 普及啓発事業の事業計画(別紙様式2-6)
- (7) 空き家相談事業に対する解決策提案(別紙様式2-7)
- (8) 本事業に関する個人情報の取扱い等(別紙様式2-8)
- (9) 本事業に関する経費(別紙様式2-9)
- (10) 専門家及び協力事業者リスト(別紙様式2-10)
- (11) 事業スケジュール及び工程表(別紙様式2-11)
- (12) 事業提案書(概要版)(別紙様式2-12)

3 プレゼンテーションについて

事業提案書のみにより行います。

事業提案書以外の資料、パンフレット等を使用することは認められません。

4 選定結果について

選定結果については、応募者に対して書面で通知します。

第10 その他

- 1 補助事業者は、新型コロナウイルス感染症対策の観点から、セミナーや相談会等、一定規模以上の人数が集合するイベント等の開催に当たっては、東京都の「新型コロナウイルス感染症を乗り越えるためのロードマップ」や「事業者向け東京都感染症拡大防止ガイドライン」などに従い、開催時期や規模、方法を十分に検討の上、開催する際には感染防止対策を適切に行ってください。

また、出張相談・専門家派遣については、空き家所有者等に感染防止対策を適切に行うことを要請したうえで、十分な対策がとられていない場合は、派遣しないものとします。

- 2 事業者は、当該年度の末日までに本補助金により実施した全ての事業について、令和4年度東京都空き家利活用等普及啓発・相談事業補助金交付要綱（令和4年1月28日付3住住民第842号）に基づく実績報告書を作成し、東京都へ提出する必要があります。
- 3 事業者は、事業実施に当たって、本事業の周知につながるよう、広報活動等において、本事業名称（略称「東京都空き家ワンストップ相談事業」によっても可。）を使用することとします。
- 4 知事は、事業者が、正当な理由がなく指定する期日までに申請書類を提出しなかった場合には、補助金を交付しないことがあります。
- 5 知事は、事業者が当該決定の日から事業期間終了までの間に著しく社会的信用を損なう等、事業者としてふさわしくないと認められる場合には、事業者の決定を取り消すことがあります。
- 6 知事は、本事業において事業者が協力体制を組んだ専門家及び協力事業者が、当該決定の日から事業期間終了までの間に著しく社会的信用を損なう等の問題があると認められる場合には、一切の責任を事業者が負うこととし、事業者の決定を取り消すことがあります。
- 7 知事は、事業者決定後に応募書類に虚偽があることが明らかになった場合には、事業者の決定を取り消すことがあります。
- 8 事業者は、事業者決定後に応募書類に記載した計画に変更がある場合には、東京都と協議の上、変更することとします。双方の合意がなく変更した場合には、東京都は事業者の決定を取り消すことがあります。
- 9 応募書類の著作権は、応募者に帰属します。ただし、東京都は、応募者の公表等必要な場合には、応募書類の内容を無償で使用できることとします。
- 10 本事業において作成され、既に他の所有権等を有するものを除く報告書の所有権及び著作権は、東京都に帰属します。
- 11 事業者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはなりません。また、本事業終了後も同様とします。
- 12 事業者は、本事業において得られた個人情報について、関係書類・データの管理保管を徹底し、適正に取り扱うようにしてください。

附 則

この要項は、令和4年1月28日から施行する。ただし、本事業は、令和4年度予算が令和4年3月31日までに成立した場合において、同年4月1日から行うものとする。

問合せ先 東京都住宅政策本部住宅企画部民間住宅課（空き家施策企画担当）

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 東京都庁第二本庁舎13階南側

電 話：03-5320-5148

メール：S1090103@section.metro.tokyo.jp